

平成 28 年

第 3 回 飯館村議会臨時会会議録

自 平成 28 年 4 月 27 日
至 平成 28 年 4 月 27 日

飯 館 村 議 会

平成28年第3回飯舘村議会臨時会会期日程（案）

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	4.27	水	本会議	午前10時00分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

平成 28 年 4 月 27 日

平成 28 年第 3 回飯館村議会臨時会会議録（第 1 号）

平成28年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）							
招集年月日	平成28年4月27日（水曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開会	平成28年4月27日 午前10時00分					
	閉会	平成28年4月27日 午後 1時12分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	高野 孝一	○	2	渡邊 計	○	
	3	菅野 新一	○	4	北原 経	○	
	5	松下 義喜	○	6	伊東 利	○	
	7	佐藤 八郎	○	8			
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○	
署名議員	3番 菅野 新一		4番 北原 経		5番 松下 義喜		
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 北原 美樹		書記 瀬川 雅幸		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○	
	健康福祉課長	俎野 正行	○	復興対策課長	中川 喜昭	○	
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○	
	会計管理者	石井 秀徳	○	教育長	中井田 榮	○	
	教育課長	村山 宏行	○	生涯学習課長	藤井 一彦	○	
	代表監査委員	佐藤 榮一		農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	
	農業委員会 会長	石井 秀徳	○	選挙管理委員会 会長	高野 京子		
	選挙管理委員会 書記	愛澤 伸一	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成28年4月27日（水）・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願第 1号 審査報告
- 日程第 5 議案第44号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第46号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第47号 飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第48号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第49号 大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約について
- 日程第11 議員派遣 議員派遣の件

()

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

議長（大谷友孝君） 会議に先立ち、飯館村教育長に就任されました中井田 榮君から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。

教育長（中井田 榮君） おはようございます。

3月の定例議会で議会のご同意をいただき、4月に飯館村教育長を拝命いたしました中井田です。前任者であります八巻教育長が人格、識見ともに非凡な方でございましたので、その功績を拝しますことに身の引き締まる思いであります。

今、村は原発災害により全村避難を余儀なくされ、飯館村の存続には村内での学校再開が最重要課題であります。そのような中、人間形成の一番大切な教育を論じる職責にはまことに微力な私ですが、村の子供たちのために、保護者の期待に応えられるように、さらには村の復旧・復興に向けて誠心誠意努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件4件、その他案件1件の計6件でございます。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。4月7日に総務文教常任委員会が所管事務調査事項協議のため委員会が開催されております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。4月15日に議会広報編集特別委員会が広報編集のため開催されております。

次に、本日、議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から2月並びに3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番　菅野新一君、4番　北原　経君、5番　松下義喜君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君）　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君）　日程第3、村長提出の議案第44号から報告第2号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君）　本日、ここに平成28年第3回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、村税条例等に改正が生じたこと及び大谷地団地1期・2期既存住宅の解体工事の入札が終了いたしまして仮契約を結びましたので、補正予算を含めご審議いただくということで招集させていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第44号は、平成28年度飯館村一般会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額に4億2,971万4,000円を増額いたし、歳入歳出予算の総額を95億8,771万円としたところでございます。歳出の主な内訳は、総務費の中の総務管理費に6,211万4,000円、民生費の中の社会福祉費に257万5,000円、農林水産業費の農業費に3億3,278万4,000円、消防費の消防費に2,325万5,000円、教育費の中の小学校費に137万8,000円と、社会教育費に230万円でございます。災害復旧費としてそのほか公共施設等災害復旧費に450万円などを計上しているところでございます。なお、これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金、県支出金、給付金、繰入金、繰越金などを充当するものでございます。

議案第45号は、飯館村税条例の一部を改正する条例であります。これは地方税法等の一部を改正する法律及び関連する規則を改正する省令が公布されたことに伴いまして、関係する条項を改めるほか、各条項、番号及び語句などの整理を行うものでございます。

議案第46号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは、前の議案と同様に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関連する条項を改めるものであります。

議案第47号は、飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。これは、行政不服審査法が施行されたことに伴いまして、関係する条項を改めるものであります。

議案第48号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でご

ざいます。これは、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する平成28年度の個人村民税固定資産税のうち、償却資産分及び軽自動車税について引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第49号は、大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約についてであります。4月15日に5社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社さんが落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は5,961万6,000円でございます。

報告第1号は、平成27年度飯館村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成27年度飯館村一般会計予算のうち、繰越明許費として平成28年度に繰り越した予算は、提出しました繰越計算書のとおりでございまして、総務費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の各事業、工事関係でございます。繰越額の総額は、12億7,702万3,000円でございます。財源といたしましては、国県支出金が7億530万6,000円、地方債が2億1,870万円、繰入金が1億2,971万9,000円、分担金が1,280万円、諸収入110万円、一般財源として2億939万8,000円でございます。

報告第2号は、平成27年度飯館村一般会計事故繰越し計算書についてでございます。平成27年度飯館村一般会計予算のうち、事故繰越として平成28年度に繰り越した予算は、提出しました事故繰越し計算書のとおり、消防費関係でございます。繰越額の総額は35万5,000円であります。全額が一般財源であります。

以上が、きょう、提出いたしました議案の概要でございます。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時12分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎日程第4、請願第1号平成29年4月1日から村内での学校再開時期の見直しを求める請願を議題とします。審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました請願第1号 平成29年4月1日から村内での学校再開時期の見直しを求める請願について、3月4日並びに4月7日、委員会を開き慎重に審議しました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、放射能による子供の健康への影響が保護者の最も不安なところであります。村内で再開する学校の空間線量を現在の仮設幼小中学校の敷地と同じ空間線量にしていただきたい。また、全てのフレコンバッグがなくなるまで何年かかるかわかりませんが、せめて運び出しの時期を確定していただきたい。また、子供たちの安全な登下校のためにも、減容化施設の稼働終了後、搬入終了後の学校再開を望みます。さらには、中学3

年生や小学校高学年での転校で交友関係になじめるか等でも不安であります。これにより、村内での幼稚園、小中学校の再開時期は、早くても平成32年4月1日以降とすることが願意であります。

審査の結果、村では、予算を初め施設の規模決定などの都合上、村内の学校再開を30年4月としているが、予算にかかわらず安全・安心な環境づくりに努めていき、子供たちと保護者の不安を少しでも取り除き、魅力ある学校づくりに力を入れていくことに意を用い、安全・安心に、さらには心身ともに健やかな教育環境となるよう努めてまいりました。よって、請願の趣旨は理解しますが、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号平成29年4月1日から村内での学校再開時期の見直しを求める請願を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

◎日程第5、議案第44号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第44号平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 15ページにおける委託料、庁舎警備業務。戸籍云々の関係全て、24時間対応ということなので、具体的に村民がわかりやすい24時間、休日祝日関係なく受け付けるものは何なのか、具体的にお示し願いたい。

その下、7、14、16が深谷拠点地区の除染、A3地区除草という話でしたけれども、これの面積と除草の作業はどなたがやるということになるのか伺うものであります。

さらには、17ページにおける被災地域農業施設等整備工事、その下の営農再開云々ありますけれども、今、飯舘は車内でずっと放射線量、村に行ったときにはかって歩いていますけれども、まだ0.4とか0.3とかという車内での線量があるわけありますけれども、この予算をつけて、そのことを働く村民にとって放射能被ばく問題なり労働することの健康管理については、どのように考えられ、どのようなご指導なり、被ばく線量調査をきちん

とされているのかどうか伺うものであります。

さらには、19ページにおける多目的集会所の塗装という部分がありましたけれども、たしか、あそこは警察が一貫してずっと使用されていたのかと思っていますけれども、外壁塗装だけでいいのか、内装やら全体的にどうされるのか。

その下の未来への翼業務、今までの国が非常に今不安定な情勢があるので場所を変更したい旨ありましたけれども、どのような未来への翼という概要になって、場所もどのような選定になっていくのか伺うものであります。

住民課長（細川 亨君） 15ページの委託料、庁舎警備委託の部分でございますが、戸籍のどのような届け出を預かることができるのかという部分の質問でございます。婚姻届、離婚届、出生届に死亡届が扱えるということになっております。

以上でございます。

総務課長（愛澤伸一君） 深谷拠点の除草作業でございますが、作業エリアはA3地区3.8ヘクタールでございます。誰に頼むのかということですが、地元の業者さんにお願いするようになるかなと考えてございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 17ページの被災地域農業施設等の工事関係についての農家の方々の健康の部分でおただしの件ですが、やはり除染をしましてもゼロという数字にはなっていないという状況があります。そういう意味では、昨年度、各地区にモニタリングポストをつけて、村民の方々にその数値などを確認していただくということであります。具体的には、守友先生始めとする産業総合研究所という組織がありますが、そちらに、今回、営農される方々に積算線量計なども配付しながら、農業を営むに当たっての線量調査なども調べていきたいという計画をしているところでございます。

以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、多目的集会所でございますが、現在は警察ではなくてあそこの、今、公民館の工事をしている仙建工業さんに入っていたので、現場の管理等々当たっていただいているところです。

今回、外装ということで交流センターのオープンまでには間に合わせたいということで、交流センターのデザインとの調和を図るという意味で、今回、この設計を上げさせていただいたところであります。なお、内装については、少し加速事業などの活用も考えておりまして、もう少し内容については検討させていただきたいと考えているところでございます。

それから、あと未来への翼でございますけれども、ご質問にもありましたとおり、ヨーロッパは政情不安が続いているということはございまして、旅行業者等々から情報収集したところ、まず、この事業の目的を達成できるといったプログラムである、例えばホームステイであるとか環境学習であるとか異文化体験、こういうのができる国はどこかということで、カナダということで今考えているところでございます。それから、非常に海外では安全性が高いということありますので、そういったことでやってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（大谷友孝君） 課長、未来への翼は聞かなかつただろう。未来への翼なんて聞いているか。聞いていたか。

7番（佐藤八郎君） 議長、聞いたんだというの。

そうしますと、24時間受け付けるものは4つなのかな。住所移動とか、そういうものは入っていないのかな。婚姻、離婚、死亡、出生。戸籍に関係……。もう一度、戸籍関係。
住民課長（細川亨君） 済みません、代表的なもの4点を挙げましたが、転出、転入、そういう部分も法定受託事務として国から受けているものについては全て預かれるということになっております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 震災後もそうですけれども、震災前も今のようなことを村民が知っているかどうかというのが非常に疑問なので、きっちりその辺は周知方、せっかくこのように24時間体制の予算を取りながら、村民がいや、夜はやっていないだろうというのがほとんど今までの、休日はやっていないだろうというのが村民の意識です。私自身もこの部分はというものもありますので、ぜひその辺は。

あと、A3地区、深谷、地元業者というのは、これは地元の組合かなんかの地元業者なのか、村内の建設業者かなんかそういう業者なのか、伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 想定としましては、建設業者にお願いしたいなと思っております。

7番（佐藤八郎君） 地元で再開する建設業者は何社でしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 村の指名に入っている業者は4社でございます。その他、小さい業者さんもいらっしゃるかと思いますが、全部はちょっと把握してございません。

7番（佐藤八郎君） 被災地域で農業復興なり営農再開、いろいろやるということで予算を上げられておりますけれども、世界的にいろいろなレベルから見たら、飯館の土壤レベルからすれば、まだまだきっちり調査測定もされていませんけれども、もう少し安心・安全な調査を、土壤関係含め、しないと、まさかマスクしたり防護服を着て農業をやろうということではないのだろうから、規定の大変なところは、いろいろな基準からいけば管理区域でも管理区域の対応をして働くなんていうことで申し出ている内容ではないと思うので、もう少し関係する土地の土壤やら安心・安全なる根拠をきちんと示されてほしいんすけれども、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後、帰村をするに当たっては、やっぱり空間線量なり、あとはそういう土壤中の放射能の濃度とかがやはり心配される部分があるかと思っております。当初予算の委員会でも説明しておりますが、村内全てとは申しませんけれども、土壤の濃度については、行政区5圃場を対象に土壤濃度調査もしていきたいという部分もありますし、あとは空間線量については先ほどお答えしましたように、それぞれの地区に線量率なども出しているという状況であります。そういうものも今後の営農再開にとっては大切なものと思っておりますので、今回の放牧の実証という部分も計画しておりますので、その中でも県の事業ということでありますが、やはりそういう土壤の濃度についての部分も心配される課題もありますので、今後、事業の中できちんと整理させていただきたいと思つ

ております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 放射線というか放射能が目に見えない、においしないことを、やっぱり村民の健康の立場から見たときに、これ以上の無用な被ばくはさせない、しない、重病になる村民の方をつくらないという立場からすれば、もっともっときちんと検査してやらないと、ましてハウス関係やらいろいろなようなので、マスクとか完全防備して作業をやるなんて思えないんです。そういう中で、積算線量計は渡しながら、健康管理しながらというお話はありましたけれども、やっぱりまだまだ課長も現場にずっと大分真剣に取り組んでいらっしゃるから実態というのはわかると思いますけれども、やはりもっと土壌関係、幾ら半減期が5年たったから5年分減つただろうなんていう簡単な発想ではなくて、きちんとそこは対応しないと、せっかく一生懸命再開しよう、いろいろやろうと取り組む人が最初に発病したり健康を害したのでは何もならないわけですから、十分、その辺は配慮願いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のご意見、そのとおりだと思っております。今回の交付金を受けての事業についても、村としてはやはりモデル的な意味合いもあるのかなと。今後の花卉栽培、あとは畜産の部分、これらについても、これから帰村されて農業をやっていく方々について、これらの実績を見て希望を見出す部分もあるかと思います。その一方で、今、お話しいただいたように線量管理、健康問題という部分もございますので、それらも対応してきちんとしてまいりたいと思っておりますので、何しろ見守っていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

7番（佐藤八郎君） 花とか畜産、そういう部分であるんですけども、村内のそれなりの有識のある方から、施設内のキノコ栽培はできないのか、そのことで何十人かの雇用が生まれるのではないかというお話もありましたけれども、そういうものも今、復興事業の中でいろいろ事業名目はあると思いますけれども、そういうものがあれば該当しているのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後、今回は花卉、畜産という部分で実証の意味合いもやりながら実施するということでございますが、今後、いろいろな作物等の部分も作付を実証的にやるという計画もしております。今、おただしのキノコという部分も今後の1つの品目として考えていいけるかなと思っておりますが、いろいろなものをつくるに当たって、やっぱり国・県からの指導は、やはり実証をして、その放射能のセシウム状況、それらを確認しながらというのが必ず入り口に入ってきますので、今のところ、キノコの部分はまだ申し込み等はございませんが、もしやる気のある方々がいれば、村としては支援してまいりたいと考えておりますので、これらの事業に入れていいきたいと思っております。

なお、今も申し上げましたが、作物づくりには簡単につくれる状況ではないという部分があつて、1回なり2回つくりながら、県のモニタリングを受けて、それを市場に出せるという形になるということだけ、もし希望のある方にはお伝え願えればと思っております。
以上です。

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

4番（北原 経君） 17ページの今のところをちょっと確認したいんですけども、2億6,600何がしと、あと6,100……。被災地域の農業者の設備とか復興の関してのものがあるわけなんですけれども、これは今、復興組合がまだ立ち上がってないということで、村の予算が出てきているわけなんですけれども、今後、やはり今まで村外で頑張る農業者に対しても100%何がしということで頑張っていただいておりましたので、今後はやはり村に戻って復興というのも個人の負担がないような形で計画が出ていくと思いますから、戻るようになれば、今までよりもまだまだいっぱい出てきますよね。それに関しても、国の予算で100%の補助率で頑張ることができることにつながっていくのか、ちょっと確認でお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 避難してから、村としては避難した先で営農の意欲のある方々に対してぜひとも支援したいということと、あと村としては、やはり農家の方々がいろいろな技術を持っているということで、その技術の維持とか、あとはその継承という意味合いで避難先での支援を行ってきたところであります。今後は、村内での営農再開ということで、交付金等も活用していきたいということあります。

それで、いろいろ協議をする中で、該当する部分、該当しない部分あるかと思っておりますけれども、交付金事業の中で採択になれるものがあれば、やっぱり100%補助になれるように手当てをしていきたいなと思っております。

ですので、ハード的なものとか施設的なものの部分は補助対象になりますが、例えば、ならないものもあります。そういう意味で、そういうものをトータル的に含めて協議させていただきながら、営農再開の支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番（北原 経君） 村の農業というのは、復興に関しましては大きな目立つものばかりが100%の補助事業につながるのではなく、やはり細かいところにも頑張る人に対しては100%の補助事業、国の補助事業が得られるような努力をいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおり、いわゆる避難のときに避難地域なりなんなりで再開に対して100%近い補助をほとんど使わせていただいて、飯館村の場合には、ほかの自治体よりもはるかに他自治体で頑張っていただいている方がいるわけであります。それに対して、今おっしゃったように、いわゆる今度は戻る方に対してどうなんだという話も、我々も全くそのとおりでありますから、これまでにも何度か国にもお話ししてきました。県もそろそろそういう事業を出し始まっておりますので、そういうものを利用しながら、村でどれだけそれをフォローできるかなども考えながら、100%までいかどうかわかりませんけれども、できるだけやっぱり避難と同じような形で、本来は戻るのが本筋でありますから、頑張っていきたいと思っているところであります。

以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

1番（高野孝一君） 17ページの被災地域農業施設等整備工事でありますけれども、今回は花卉栽培室のパイプハウスあるいは和牛繁殖農家へのトラクター等々の整備工事ということでありますけれども、来年3月の避難指示解除前の営農再開の準備というのは大変重要だ

と認識しておりますけれども、今、村内で9行政区が復興組合の活動をして、今年度、2行政区が復興組合を立ち上げるという状況の中では、やはり復興組合の中でもこういった大型機械の整備等々が必要だと思っていますが、これらに対する村の計画とか対応についてお聞きしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後、営農再開に向けては、今、各行政区でお世話になっております復興組合が中心になっていくのかなと思っております。まず、県の営農再開支援事業が要件としては復興組合が設立してあるというのが1つの要件になっているという部分もあって、営農再開支援事業ですといろいろな活動ができるということですが、それぞれのやはり行政区ごとの計画をまず、地元の方々がどういう意向になっているのかという部分が一番大事なのかなと思っております。そういう中で、そういう農家の方々がどういう計画をしてどういうものをやっていきたいという部分を、ぜひとも行政区の中で吸い上げて、そういうものを村に上げていただければと思っております。

先ほど、北原議員にも答弁いたしましたが、やはり該当するもの、該当しないものございますので、あとは農地に対して大型機械の規模等が適正かどうかという部分もございますので、そういうものを協議しながら進めて、交付金事業ができるように村としては進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番（高野孝一君） 今回の和牛繁殖については、個人の農家なんですけれども、今後、やはり畜産系に関して、とかく個人経営になりがちだなと思っていますけれども、こういう個人経営につきましても100馬力近くのトラクター等々の補助事業というのには継続するような形になるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の計画の中で、トラクター購入ということで、馬力が110ということですが、今の計画の中では関根・松塚行政区内の農地の管理などをすることによって、29.1ぐらいになるのかなと思っていますが、それを3回耕起するとかという計画を立てながら、それに見合う機械として馬力を設定したということですので、やはり作業する面積によってトラクターなどの機械の馬力等が設定されるという形になっておりますので、ですから、その辺はいろいろ協議という形でお世話になっていきたいと思っております。

1番（高野孝一君） そうすると、今回の整備工事というのは、個人的に二十数町歩の水田を借り上げて、例えば牧草をつくるとか等々の作業を個人で管理するという形のものなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応、計画の中ではそのような形になっておりますが、今後、地域、あとは関根・松塚のものではなくて、あくまでも村が購入して、財産としては村のものということになりますので、その辺についてはいろいろな地区で、もし必要があれば回すという部分もできるという考え方をしております。

以上です。

1番（高野孝一君） 今后の計画については、各行政区が持ち帰って、これらの整備をしたいという状況になった場合には、今年度は、これからはもう補助申請というのには大丈夫なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　　はい。この交付金を受けるには、まず地域の方々、あとは個人的な農業の方々の意向などを聞きながら、どういう規模でやっていくと。やはり、先ほども申ししたように全てがオーケーではありませんので、担当といろいろ話す中で決まっていくのかなと思っていますが、そのものの計画書ができる、それを今度、県・国に上げて、そこで審査を受けて、それで内容がいいよという形で、やっとそこで許可が出るといいますか該当になるということで、それから村が予算化をしたり、あと県からお金が来ますので、県は当初持っていない場合は、そこで今度県議会でまた補正という形になりますので、今年にまた事業を新たにするということでは、ちょっと今年度は厳しいのかなと。ですので、また来年度に向けて協議をさせていただければと思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君）　ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　討論なしと認めます。

これから議案第44号平成28年度飯館村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、議案第44号平成28年度飯館村一般会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第45号　飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）　日程第6、議案第45号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君）　国政におけるTPP交渉の中で、アメリカの小型車をどうしても日本に売り込みたい。そのためには、国内の軽自動車は非常に問題あるという部分からいろいろ考えられて、この改正的なものが出てくるという流れのものかなと一定の部分は見るのでありますけれども、これで村内の村民の注油する軽自動車関係での負担はどれだけふえるんでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　平成27年度課税分については、4,339台の軽自動車税が課税されております。この3つの13年を越えた部分、13年以内の部分、あとはグリーン化特例の延長に係る部分の軽自動車税に関しては、台数をちょっと把握していなくて、今、税額の負担が増加するか、減るのかという部分ではありますが、全体的に言いまして、軽自動車を買いかえする人がそんなに増加しているとは思えませんので、税率は13年を越えた軽自動車税種別割のほうが多くなるのかなという想定でございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 村民の生活状況からして、新しい軽云々というのはなかなか増加を見込めるない的なことですけれども、私の周りは軽自動車をいっぱい買っています、新しく買う部分については税率が変更されて安くなるのか、あとは電気自動車なり最近のそういうものに該当するものは安くなると。古いのをいつまでも持っていると負担にあえぐんだという流れですよね、この流れは。そうすると、これで負担を負うような台数は、平成27年度の中ではどのぐらいの何%の見込みですか。

住民課長（細川 亨君） 平成27年度は、この区分には分かれていなかったものですから、課税した台数のみ4,339台ということで把握しているに過ぎませんので、この状況を、27年度分をこの3段階のあれに当てはめるということを、ちょっと今の作業ではしておりませんので、28年度もわかり次第、課税できるのかなという状況に今なっておられます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今の課長の答弁を絶対的に信頼するとして、きちんとその辺をつかんで、廃車なら廃車してもらうべし、村民が高負担になるようなことをさせるため行政が何をするかと、この税条例の改正によって、というのを明らかにしながら周知して負担を防ぐと。これは単純です。アメリカの小型車を日本に売り込みたいんですから、そういう流れになっていますから、ぜひ、そのことはきっと村民に周知方お願いしたい。

住民課長（細川 亨君） お知らせ版、広報等でしっかりとこの改正になる部分を周知していくたいと思います。

以上です。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号飯館村税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第46号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第46号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 国民健康保険税の限度額が2万円アップ、この限度額のパーセントが今後どう推移するかというので村民の該当者がどう出るかというのはありますけれども、いずれにしろアップされる、そして後期高齢者分は下がると。村の高齢化率が4割台近くまでなっているということからすれば下がる部分の方が多いのかなというものもあります

けれども、この2万円アップというのは、今までの課税最高限度額のパーセントからすればどのぐらいの負担になっているのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 負担額の増とは一概には言えない部分があるんですが、まず限度額は2万円、国保税で上がると、後期高齢者の限度額が2万円上がるという部分でございますが、一方、所得の少ない方の5割軽減については5,000円、2割軽減の方は1万円引き上げるということで、控除がふえると。人数分ふえていきますから、その分、応能割で少なくなっていくということでございますから、ふえる方は所得、資産割が多い、応能割の高い人はふえていきますが、逆に少ない方は下がるということでございますので、これもどのぐらいの医療費が上がって、どのくらい負担すべきか、その辺、ちょっとよく確認しませんとなかなか全体像が見えてこないという状況ですので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 5割軽減の対象となる部分が金額的には多く減額になるということだけを捉えると、課税限度額なり後期高齢者の部分もそうですけれども、ふえてもそうは村民負担になつていいかないのかなと考えるのはちょっと、今後、どういう所得なり云々、課税基準がどう変わるか、それぞれがあるので何とも言えませんけれども、アップするのは同じなので、今までの対象者からすれば課税限度額が54万円になったことで何%方がふえていくのか、後期高齢者の限度額アップの部分で何%がふえていくのか、というのはわかりませんか。

住民課長（細川 亨君） 私でわかる部分についてはお答えしたいと思います。

まず、国民健康保険税ですが、27年度で国民健康保険税になっている方は1,158世帯でございます。そのうち、課税されているのは2世帯でございます。後期高齢者については、27年度については1名課税しているという状況でございますので、まだ、この状況から全体像がふえるのか、減るのかという話でございますが、なかなか今の段階では医療費等の関係もありますからちょっと判断できないなということでございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今、減免とか医療費も無料化云々ありますから、そういうあれで動いているんでしょうけれども、将来的になっていったときに、やっぱり今年度からそれなりの見通しを持っていけないといろいろ大変ではないかなという心配をするんです。そういう意味からすれば、やっぱりきちんとそういうパーセント的にどういう負担になつていくか。だって、去年だけか、全国の中でトップになるかと思ったら2番目だったとか、高いのがだよ。だから、そういうこともあるので、ぜひ、その辺、見通しをかなり持って示していただければと思います。

住民課長（細川 亨君） 昨年度、介護保険料については全国2位という保険料になつてしましましたが、国保についても、今後、しっかりと将来を見据えた形で持つていくとともに、平成30年度から広域でやることにもなっておりますので、そういうこともありますから、将来を見据えてしっかりと国保を見ていきたいと思います。

以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号飯館村国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

（午前1時57分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

◎日程第8、議案第47号 飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第47号飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第48号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第48号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第49号 大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第49号大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第11、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後1時12分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年4月27日

飯 館 村 議 会 議 長 大 木 友 孝

同 会議録署名議員 菅 厥 新一

同 会議録署名議員 北 原 経

同 会議録署名議員 松 下 義 喜